

品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」の改正について

2023年1月12日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>品質管理基準報告書第2号</p> <p style="text-align: center;">監査業務に係る審査</p> <p style="text-align: right;">2022年6月16日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第3号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《4. 適用時期》 (省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、<u>本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</u>なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の本報告書、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。 本報告書(2023年1月12日)は、<u>2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u>また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、<u>2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。</u>ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022 	<p>品質管理基準報告書第2号</p> <p style="text-align: center;">監査業務に係る審査</p> <p style="text-align: right;">2022年6月16日 改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第3号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《4. 適用時期》 (省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日から適用する。ただし、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の本報告書、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。

新	旧
<p>年6月16日)と同時に適用する。さらに、本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 審査の実施》(第24項から第27項参照) (省 略)</p> <p>《(3) 審査担当者が実施する手続》(第25項から第27項参照) (省 略)</p> <p>《① グループ監査の考慮事項》 A32. グループ財務諸表の監査のための審査の実施においては、グループの規模及び複雑さに応じて、グループ監査のために審査担当者として選任された者のための追加の検討事項が含まれる場合がある。第21項(1)においては、審査担当者が審査の実施に対して全体的な責任を負うことを要求するための、監査事務所の方針又は手続を定めることが要求されている。その際、より大規模で複雑なグループ監査については、グループ監査の審査担当者は、例えば、<u>構成単位の監査人などの、グループ監査人以外の監査チームの主要メンバーと重要な事項及び重要な判断について討議することが必要な場合がある。</u>このような状況では、当該審査担当者は、第20項における審査担当者の補助者による協力を受けることがある。A22項の指針は、グループ監査の審査担当者が当該補助者を利用している場合に役立つことがある。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 審査の実施》(第24項から第27項参照) (省 略)</p> <p>《(3) 審査担当者が実施する手続》(第25項から第27項参照) (省 略)</p> <p>《① グループ監査の考慮事項》 A32. グループ財務諸表の監査のための審査の実施においては、グループの規模及び複雑さに応じて、グループ監査のために審査担当者として選任された者のための追加の検討事項が含まれる場合がある。第21項(1)においては、審査担当者が審査の実施に対して全体的な責任を負うことを要求するための、監査事務所の方針又は手続を定めることが要求されている。その際、より大規模で複雑なグループ監査については、グループ監査の審査担当者は、例えば、<u>構成単位の財務情報に関する監査手続を実施する監査責任者などの、グループ監査チーム以外の監査チームの主要メンバーと重要な事項及び重要な判断について討議することが必要な場合がある。</u>このような状況では、当該審査担当者は、第20項における審査担当者の補助者による協力を受けることがある。A22項の指針は、グループ監査の審査担当者が当該補助者を利用している場合に役立つことがある。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>• 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所: 第13項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所) <p>• 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) 	<p>• 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所: 第13項) － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所)

以 上